

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第21条第1項	指定検査機関の指定	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第22条第1項各号に適合すること。
- (2) 法第22条第2項各号に該当しないこと。
- (3) 法施行規則第34条各号に掲げる書類を添付し、様式第2号（法施行規則第34条関係）による指定申請であること。

2 標準処理期間は、30日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。